

平成23年5月31日

## 株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
ジェイエフイーホールディングス株式会社

代表取締役社長 馬田 一

### 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般の東日本大震災により被災された皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成23年6月21日（火曜日）17時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

#### 〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記63頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」にしたがって、平成23年6月21日（火曜日）24時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成23年6月22日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間  
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第9期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第9期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 役員賞与支給の件  
**第3号議案** 取締役6名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件  
**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件  
**第6号議案** 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

### 4. 招集にあたってのその他決定事項

- (1) 書面と電磁的方法(インターネット等)により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法(インターネット等)によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する株主の方1名様に委任するに限られておりますので、ご了承ください。
  - ◎ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款の定めにより、当社ホームページ(アドレス<http://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載しておりますので、提供書面には含まれておりません。
  - ◎ 株主総会参考書類および提供書面に修正すべき事項が生じた場合には、法令の定めにより、修正後の事項を当社ホームページ(アドレス<http://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載させていただきますので、ご了承ください。

## 第 9 期 事 業 報 告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

先般の東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

JFEグループにおきましても一部の会社において大きな被害を受け、現在、全力をあげて災害復旧に努めておりますが、これまでに株主の皆様をはじめ多くの関係者の方々より温かいお見舞いと励ましのお言葉をいただき、厚くお礼申し上げます。

今後、復興に必要とされるインフラの整備ならびに鋼材の供給等につきまして最優先で対応するとともに、逼迫しております電力の需給状況に鑑み、最大限の節電努力や自家発電設備による電力会社に対する電力供給等の協力を行なってまいります。

#### 【当期のグループ業績】

JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

当期のわが国経済は、年度前半は輸出主導で回復傾向にあったものの、年度後半は足踏み状態が続きました。このような環境のもと、収益改善の継続的な取り組みに加え、販売体制の強化に向けた国内外の営業拠点の拡充、アライアンスの推進、生産性・製造技術の向上、効率的な生産体制の構築による製造体制の強化、新商品開発の推進等による収益の向上に取り組みました。

その結果、当期の連結経常利益は前期に比べ大幅な増益となり、震災に伴う災害損失等の特別損失を計上いたしましたが、連結当期純利益についても前期に比べ増益となりました。

事業会社各社におきましては、それぞれの事業の特性と環境に応じた活動を展開してまいりました。

#### 〈JFEスチール株式会社の業績〉

JFEスチール株式会社は、生産につきましては、海外の堅調な鉄鋼需要を

背景に、拡販に努めた結果、当期の連結粗鋼生産量は3,147万トンと、前期に比べ増加いたしました。

売上高につきましては、販売数量の増加および販売価格の上昇により、連結売上高は2兆7,474億円と、前期に比べ増収となりました。

損益につきましては、原料価格の大幅な上昇を余儀なくされたものの、収益改善の継続的な取り組みに加え、販売数量の増加および販売価格の上昇により、連結経常利益は1,342億円となり、前期に比べ増益となりました。

#### 〈JFEエンジニアリング株式会社の業績〉

JFEエンジニアリング株式会社は、低調な民間設備投資と公共事業の削減が続く厳しい事業環境の中で、連結売上高は2,651億円と前期に比べ減収となりました。損益につきましては、全社をあげて原価削減を中心とした収益改善に取り組んだ結果、連結経常利益は、前期に比べ減少したものの、122億円を確保いたしました。

#### 〈ユニバーサル造船株式会社の業績〉

ユニバーサル造船株式会社は、新造船25隻を引き渡し、連結売上高は2,108億円と前期に比べ減収となりましたが、これは前年の工事進行基準適用範囲拡大の影響によるものです。損益につきましては、売上高の減少が減益要因となったものの、全社をあげた収益改善活動が成果を上げ、連結経常利益は206億円、のれんの償却を含んだ造船事業の連結経常利益は171億円となりました。

#### 〈その他の事業会社の業績〉

JFE都市開発株式会社は、分譲マンションの引渡戸数減少等により、連結売上高は133億円と前期に比べ減収となりました。損益につきましては、マンション市況全体の影響を受け、前期に比べ改善したものの、7億円の連結経常損失となりました。

川崎マイクロエレクトロニクス株式会社は、為替レートが円高で推移したこと等により、連結売上高は241億円と前期に比べ減収となりました。損益につきましては、事業構造改革による固定費の削減効果により、前期に比べ改善し、16億円の連結経常利益となりました。

#### 〈当社連結決算の状況〉

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結売上高は3兆1,955億円、連結営業利益は1,828億円、連結経常利益は1,658億円と前期に比べ増収・増益となりました。

また、特別損益は505億円の損失となり、連結での税金等調整前当期純利益は1,152億円、連結当期純利益は586億円となりました。

### 〈当社単体の業績〉

当社は、事業会社5社より計27億円を経営管理料として受け取りました。また、JFEスチール株式会社等より受取配当金として計81億円を受領いたしました。

その結果、当期の当社の営業利益は84億円、経常利益は83億円、当期純利益は80億円となりました。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としております。当期末の配当につきましては、1株当たり15円で株主総会におはかりすることとし、年間では中間配当金20円と合わせ、1株当たり35円としております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

### 【対処すべき課題】

JFEグループを取り巻く事業環境は、アジアを中心とする新興国の経済成長が今後も続くと予想しておりますが、原材料価格が高水準で推移するなど、依然として厳しい状況が続いております。国内では、東日本大震災による生産設備の毀損や電力供給の制約等から生産活動への影響が懸念されており、先行き不透明な状況となっております。

そのようななか、中長期的な事業を取り巻く環境変化や将来展望を見極めながら成長戦略の実現に努力してまいります。第一に、環境負荷低減や省エネルギーに対するニーズは従来にも増して強まっており、革新的なプロセス技術・利用技術の開発と画期的な新商品の開発を今まで以上に加速してまいります。次に、国内の製造拠点での生産性を向上させ、事業分野によっては他社との再編や連携強化で事業基盤を強化してまいります。そして、今後も成長が期待できるアジア諸国の需要を確実に捉え、我々の成長のエンジンをアジアに求めてまいります。

事業会社各社におきましては、それぞれの事業の特性に応じた諸施策を展開してまいります。

JFEスチール株式会社におきましては、まず、各製造設備の安定操業により、品質の安定および収益改善を図り競争力を維持した上で、国内はもとより輸出拡販をさらに推進し、強固な販売体制を確立して、安定的に3,300万トンを生産・販売できる体制を構築してまいります。

加えて、これまで取り組んできた海外での事業展開について、引き続き積極的に推進し、広州JFE鋼板有限公司における冷延鋼板製造設備等の建設工事完工と円滑な立ち上げ、インドJSWスチール社との技術・生産等に関する

る協力関係拡大に向けた各種活動の開始等、各事業の成果を実現してまいります。さらに、自社原料権益比率30%確保に向けて取り組んでまいります。

また、将来の飛躍に向けた取り組みとして、トップレベルの競争力を維持するため、10年先を見据えた商品開発およびプロセス開発に、研究開発・生産・販売が一体となって引き続き注力してまいります。

以上の活動を推進するためにも、グローバル化に対応した人材の育成および製造現場での世代交代に備えた技能伝承に引き続き注力してまいります。

JFEエンジニアリング株式会社におきましては、引き続き環境・エネルギー分野を中心に積極的な事業展開を図ってまいります。具体的には、国内におきましては、保有する幅広い技術と多くの商品をもとに、社会インフラの再構築に向けた諸課題に即効性の高い提案を行なってまいります。また、海外におきましては、各国で本格化しつつある地球環境問題に対する取り組みに引き続き積極的に関わり、受注の拡大を図ってまいります。

ユニバーサル造船株式会社におきましては、中国・韓国との熾烈な競争に打ち克つため、受注力と収益力の向上に加え、将来の成長力に焦点を当てた経営を進めてまいります。具体的には、主力商品である大型タンカー・バルカー分野の省エネ技術開発による他社の追随を許さない技術力の確立、調達力の強化を通じた手持ち工事の一段の収益改善活動等に注力してまいります。また、将来の成長を見据え、生産力の向上や人材育成・組織強化にも、積極的な取り組みを行なってまいります。あわせて、他社との経営統合も継続して検討してまいります。

川崎マイクロエレクトロニクス株式会社におきましては、光通信・ホームネットワーク向けの売上拡大および新興国向けニーズに応じた液晶パネル向けの売上拡大により、一層の増収増益を目指してまいります。

JFE都市開発株式会社につきましては、「遊休地の再開発により、グループで保有する不動産の有効活用と価値増大を図る」という当初の事業目的をほぼ達成できたことから、本年4月1日にJFEスチール株式会社が吸収合併し、保有不動産活用事業を承継いたしました。

当社はグループの経営課題を着実に実行していくために、株主利益に適うグループ経営および健全なコーポレート・ガバナンスの要としてその機能を充実していくとともに、さらに効率的な運営を図っていくよう努力してまいります。

なお、JFEエンジニアリング株式会社のごみ焼却施設建設工事に関する独占禁止法違反について、平成19年3月より審判手続中であった公正取引委員会による課徴金納付命令に関し、昨年11月に課徴金の納付を命じる審決を受けましたが、同年12月、審決取消訴訟を提起しております。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続し、企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なお一層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。

### ①生産の状況

(単位：千t)

区 分	第 8 期 (平成21年度)	第9期(当期) (平成22年度)	増減(比率)
鉄鋼事業(粗鋼生産量)	28,352	31,472	11.0%

### ②受注の状況

(単位：百万円)

区 分	第 8 期 (平成21年度)	第9期(当期) (平成22年度)	増減(比率)
エンジニアリング事業	279,231	256,475	△8.1%
造船事業	59,432	81,555	37.2%

### ③販売の状況

(単位：百万円)

区 分	第 8 期 (平成21年度)	第9期(当期) (平成22年度)	増減(比率)
鉄鋼事業	2,281,441	2,747,423	20.4%
エンジニアリング事業	294,267	265,112	△9.9%
造船事業	286,739	210,812	△26.5%
都市開発事業	26,927	13,379	△50.3%
LSI事業	24,692	24,176	△2.1%
調整額	△69,711	△65,345	—
合 計	2,844,356	3,195,560	12.3%

### (3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社の設備投資総額は、1,804億円であり、主なものは以下のとおりであります。

#### ①当期に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

#### ②当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

西日本製鉄所（福山地区） 第3高炉改修工事

### (4) 資金調達の状況

当社および連結子会社は、グループの所要資金として長期借入金ならびに普通社債の発行により計2,108億円を調達いたしました。

なお、借入金・社債等残高につきましては、前期に比べ280億円増加し、1兆4,964億円となりました。

### (5) 財産および損益の状況

#### ①当社連結の財産および損益の状況

区 分	第 6 期 (平成19年度)	第 7 期 (平成20年度)	第 8 期 (平成21年度)	第9期(当期) (平成22年度)
売上高(百万円)	3,539,802	3,908,282	2,844,356	3,195,560
営業利益(百万円)	510,518	407,806	88,775	182,810
経常利益(百万円)	502,974	400,562	69,289	165,805
当期純利益(百万円)	261,845	194,229	45,659	58,608
1株当たり当期純利益	450円58銭	355円64銭	86円35銭	110円73銭
純資産(百万円)	1,541,680	1,378,041	1,465,898	1,478,310
総資産(百万円)	4,170,080	4,328,901	3,918,317	3,976,644

#### ②当社単体の財産および損益の状況

区 分	第 6 期 (平成19年度)	第 7 期 (平成20年度)	第 8 期 (平成21年度)	第9期(当期) (平成22年度)
営業収益(百万円)	309,055	126,705	24,110	28,092
営業利益(百万円)	292,288	101,818	2,589	8,436
経常利益(百万円)	292,227	101,818	2,585	8,309
当期純利益(百万円)	291,176	89,478	1,069	8,072
1株当たり当期純利益	501円4銭	163円75銭	2円2銭	15円24銭
純資産(百万円)	1,189,009	1,057,113	1,042,057	1,035,031
総資産(百万円)	2,310,715	2,743,871	2,509,746	2,633,557



(6) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

①当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業をはじめとする事業会社の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

②鉄鋼事業〔JFEスチール株式会社およびその関係会社〕

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

（主要製品）鉄鋼製品（レール、鋼矢板、H形鋼、形鋼、棒鋼、線材、厚鋼板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、電磁鋼板、ステンレス鋼板、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管）、チタン製品、鋼材加工製品、太陽電池原料、化学製品、鉄鋼スラグ製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、鋼構造物、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③エンジニアリング事業〔JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社〕

エネルギー、都市環境、リサイクル、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業

（主要製品）ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG低温タンクおよび各種タンク、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物・建築鉄骨等鋼構造物、物流システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、新省エネ空調システム、カーボンナノチューブ、EV（電気自動車）急速充電器等

④造船事業〔ユニバーサル造船株式会社およびその関係会社〕

一般商船および艦船等の設計・製造・販売・修繕

（主要製品）大型一般商船（タンカー、バルカー、鉱石運搬船、LNG船、LPG船ほか）、大型海洋構造物、オフショア船、護衛艦、補給艦、輸送艦、掃海艇、巡視船、砕氷艦、その他各種艦艇、防衛装備品、舶用機械、産業用ロボット等

⑤都市開発事業〔JFE都市開発株式会社〕

大規模複合開発、マンション分譲、不動産ソリューション、資産活用等

(主要製品) 分譲マンション、賃貸オフィスビル、不動産コンサルティング等

⑥LSI事業〔川崎マイクロエレクトロニクス株式会社およびその関係会社〕

各種LSI製品の製造・販売等

(主要製品) ASIC (特定用途向け集積回路) を中心とした半導体製品等

(注) JFE都市開発株式会社は、平成23年4月1日にアフターサービス事業を会社分割によりJFEライフ株式会社に移管のうえ、同日JFEスチール株式会社と合併しております。

(7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (平成23年3月31日現在)

①当社

本 社	本社 (東京都千代田区)
-----	--------------

②鉄鋼事業 (JFEスチール株式会社)

本 社	本社 (東京都千代田区)
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社 (札幌市)、東北支社 (仙台市)、新潟支社、北陸支社 (富山市)、中国支社 (広島市)、四国支社 (高松市)、九州支社 (福岡市)、千葉営業所、神奈川営業所 (横浜市)、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所 (那覇市)
工 場	東日本製鉄所 (千葉市・川崎市)、西日本製鉄所 (倉敷市・福山市)、知多製造所 (半田市)
研 究 所 海外事務所等	スチール研究所 (千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市) ニューヨーク、ヒューストン、ブリスベン、ブラジル、ロンドン、ニューデリー、シンガポール、バンコック、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

### ③エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）、横浜本社
支 社 等	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、青森営業所（八戸市）、秋田営業所、千葉支店、東京支店（東京都千代田区）、横浜支店、川崎支店、新潟支店、名古屋支店、静岡支店、大阪支店、神戸営業所、四国営業所（高松市）、中国支店（広島市）、山口営業所（防府市）、九州支店（福岡市）、熊本営業所、沖縄営業所（那覇市）
工 場	鶴見製作所（横浜市）、津製作所、清水製作所（静岡市）
研 究 所	総合研究所（横浜市）
海外事務所等	ヤンゴン、ハノイ、マニラ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ムンバイ、フランクフルト、香港、上海

### ④造船事業（ユニバーサル造船株式会社）

本 社	本社（川崎市）
工 場	京浜事業所（横浜市）、津事業所、舞鶴事業所、因島事業所（尾道市）、有明事業所（熊本県玉名郡）
研 究 所	技術研究所（津市）
海外事務所等	ロンドン

### ⑤都市開発事業（JFE都市開発株式会社）

本 社	本社（川崎市）
支 社 等	関西支店（大阪市）

### ⑥LSI事業（川崎マイクロエレクトロニクス株式会社）

本 社	本社（千葉市）
海外事務所等	アメリカ、台湾、インド

- (注) 1. 海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。  
 2. JFE都市開発株式会社は、平成23年4月1日にアフターサービス事業を会社分割によりJFEライフ株式会社に移管のうえ、同日JFEスチール株式会社と合併しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記(9)重要な子会社等の状況（13頁～15頁）に記載いたしております。

(8) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

当社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

①当社および連結子会社の従業員数

事業の種類	従業員数（名）
鉄鋼事業	42,923
エンジニアリング事業	7,334
造船事業	3,659
都市開発事業	15
LSI事業	423
全社（共通）	46
合計	54,400

(注) 1. 全社（共通）は、当社の従業員数であります。

2. 都市開発事業につきましては、JFE都市開発株式会社は平成23年4月1日にアフターサービス事業を会社分割によりJFEライフ株式会社に移管のうえ、同日JFEスチール株式会社と合併しております。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	（前期末比増減）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
46	（7名減）	43.3	21.5

(注) 1. 他社への出向者1名は含めておりません。

2. 平均勤続年数の算定にあたり、JFEスチール株式会社およびJFEエンジニアリング株式会社からの出向者については、両社での勤続年数を通算いたしております。

## (9) 重要な子会社等の状況（平成23年3月31日現在）

## ①重要な子会社の状況

（※印は子会社保有の株式を含んでおります。）

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率 (%)
<b>【鉄 鋼 事 業】</b>				
JFEスチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
JFE条鋼株式会社	東京都港区	形鋼、棒鋼、線材製品の製造・販売	45,000	※100.0
JFEケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
ダイワスチール株式会社	大阪市	電炉による棒鋼の製造・販売	5,050	※94.7
JFE建材株式会社	東京都中央区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※96.4
JFE鋼板株式会社	東京都品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※98.4
JFE物流株式会社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.1
JFEコンテナ株式会社	東京都千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※54.2
JFEシビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
JFEミネラル株式会社	東京都港区	鋳業・鋳製品の製造・加工・販売、鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※100.0
JFEライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※99.9
JFEメカニカル株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、設備管理・建設工事の請負	1,700	※93.8
JFE鋼管株式会社	千葉県市原市	電縫鋼管の製造・販売	1,437	※98.4
JFEシステムズ株式会社	東京都墨田区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※67.7
水島合金鉄株式会社	岡山県倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※93.8
JFE継手株式会社	大阪府岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
JFE鋼材株式会社	東京都中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※94.5
JFEマテリアル株式会社	富山県射水市	合金鉄の製造・販売	450	※98.0
JFE精密株式会社	新潟市	素形材製品の製造・販売	450	※100.0
リバースチール株式会社	横浜市	鉄鋼製品の加工・販売、土木建築工事の請負	450	※90.0
豊平製鋼株式会社	札幌市	電炉による棒鋼の製造・販売、各種鋼構造物の製造・販売	450	※100.0

名 称	本店所在地	事業の内容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率(%)
J F E 電 制 株 式 会 社	神戸市	電気工事、電気通信工事、設備管理の請負	400	※100.0
J F E 電 磁 鋼 板 株 式 会 社	大阪市	電磁鋼板の加工・販売	400	※99.9
東 北 ス テ ー ル 株 式 会 社	仙台市	電炉による棒鋼の製造・販売	300	※94.2
J F E テ ク ノ リ サ ー チ 株 式 会 社	東京都中央区	材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援	100	※100.0
JFEスチール・オーストラリア・リソーシズ・プロプライタリー・リミテッド	オーストラリア・ブリスベン	オーストラリアにおける炭鉄・鉄鉄石鉄山事業への投資	百万豪ドル 460	※100.0
フィリピン・シンター・コーポレーション	フィリピン・メトロマニラ・マカティ	焼結鉄の製造・販売	百万ペソ 500	※100.0
タイ・コーテッド・スチール・シート・カンパニー・リミテッド	タイバンコック	電気亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバツ 2,206	※81.4
<b>【エンジニアリング事業】</b>				
JFEエンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J F E 環 境 株 式 会 社	横浜市	総合リサイクル事業	650	※100.0
JFE環境サービス株式会社	横浜市	ごみ処理施設、水処理施設等の運転・維持管理	97	※100.0
<b>【造船事業】</b>				
ユニバーサル造船株式会社	川崎市	船舶の設計・製造・販売・修繕	25,000	84.9
<b>【都市開発事業】</b>				
J F E 都 市 開 発 株 式 会 社	川崎市	都市開発事業	3,000	100.0
<b>【L S I 事業】</b>				
川崎マイクロエレクトロニクス株式会社	千葉市	半導体集積回路の設計・製造・販売	5,046	100.0

- ・ JFEエンジニアリング株式会社は、平成22年10月1日にJFEテクノス株式会社の原動機事業および制御システム事業を会社分割により承継しております。
- ・ JFEシステムズ株式会社は、平成23年4月1日に株式会社エクサのJFEスチール株式会社およびそのグループ会社向けのアプリケーション開発・保守事業を会社分割により承継しております。
- ・ JFE都市開発株式会社は、平成23年4月1日にアフターサービス事業を会社分割によりJFEライフ株式会社に移管のうえ、同日JFEスチール株式会社と合併しております。
- ・ 前期に記載しておりました株式会社JFEファイナンスは、グループ金融業務を平成22年6月1日に当社へ事業譲渡し、平成22年7月30日に当社は同社株式をJFEスチール株式会社に譲渡しております。
- ・ 当期における連結子会社は、上記各社を含め195社であります。

## ②重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本 店 所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議 決 権 比率(%)
<b>【鉄 鋼 事 業】</b>				
日伯鉄鉱石株式会社	東京都 港区	ブラジルにおける鉄鉱石鉱山事業への投資	118,348	※19.3
JFE商事ホールディングス株式会社	大阪市	JFE商事グループの経営戦略立案・管理ならびにそれらに付帯する業務	20,000	※39.5
瀬戸内共同火力株式会社	広島県 福山市	火力発電・電力の卸売	5,000	※50.0
ジェコス株式会社	東京都 中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※39.4
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都 千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※33.8
日本鑄造株式会社	川崎市	鑄鋼品等の製造・販売	2,102	※42.1
日本鑄鉄管株式会社	東京都 中央区	鑄鉄管の製造・販売	1,855	※29.3
株式会社エクサ	川崎市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
株式会社JFEサンソセンター	広島県 福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス等の製造・販売	90	※40.0
東国製鋼株式会社	大韓民国 ソウル	鉄鋼製品の製造・販売	百万ウォン 421,185	※15.2
広州JFE鋼板有限公司	中 国 広 州	冷延および溶融亜鉛鍍金鋼板の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
タイ・コールド・ワールド・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	タ イ バンコック	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバツ 10,703	※22.4
カリフォルニア・スチール・インダストリーズ・インク	米 国 フォンタナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※50.0
<b>【エンジニアリング事業】</b>				
株式会社タケエイ	東京都 港区	廃棄物処理・再資源化	4,134	※21.1
スチールプランテック株式会社	横浜市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※25.6
エヌケーケーシームレス鋼管株式会社	川崎市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0

- ・当期より株式会社タケエイを重要な関連会社として記載いたしました。
- ・前期【エンジニアリング事業】に記載しておりました日本鑄鉄管株式会社は、本年2月28日にJFEエンジニアリング株式会社が保有する同社株式をJFEスチール株式会社に譲渡いたしました。これに伴い、同社の記載箇所を【鉄鋼事業】に変更しております。
- ・当期における持分法適用会社は、上記各社を含め44社であります。

(10) 主要な借入先(平成23年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	78,200
株式会社三菱東京UFJ銀行	58,183
日本生命保険相互会社	55,390
株式会社三井住友銀行	50,762

2. 会社の株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

(1) 株式数 発行可能株式総数 2,298,000,000株  
発行済株式の総数 614,438,399株

(うち自己株式数 83,018,736株)

(2) 株主総数 313,404名

(3) 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	37,282	7.0
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	25,826	4.9
日本生命保険相互会社	22,639	4.3
第一生命保険株式会社	15,185	2.9
株式会社みずほコーポレート銀行	14,351	2.7
東京海上日動火災保険株式会社	9,975	1.9
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	9,690	1.8
株式会社損害保険ジャパン	8,419	1.6
明治安田生命保険相互会社	6,663	1.3
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	6,398	1.2

(注) 上記のほか、当社は自己株式83,018,736株を保有いたしており、出資比率の算定においては自己株式を除いて算出いたしております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

現に発行している新株予約権（平成23年3月31日現在）

第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

発行日	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	発行価額	行使価額	権利行使期間
平成20年 3月17日	300個	普通株式 35,169,988株	無償	8,530円	平成20年3月17日～ 平成25年7月22日

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	馬 田 一	財団法人JFE21世紀財団理事長
代 表 取 締 役	林 田 英 治	JFEスチール株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	石 川 良 雄	JFEスチール株式会社取締役
代 表 取 締 役	若 林 公 平	JFEエンジニアリング株式会社取締役
取 締 役	岸 本 純 幸	JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	浅 井 滋 生	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ東海 館長
取 締 役	芦 田 昭 充	株式会社商船三井代表取締役 取締役 会長 会長執行役員
監査役（常勤）	山 崎 敏 邦	JFEエンジニアリング株式会社監査役 ユニバーサル造船株式会社監査役
監査役（常勤）	秋 田 邦 生	JFEスチール株式会社監査役 JFE都市開発株式会社監査役 川崎マイクロエレクトロニクス株式 会社監査役
監 査 役	西之原 敏 州	中央不動産株式会社特別顧問
監 査 役	伊 丹 敬 之	東京理科大学総合科学技術経営研究 科 研究科長

- (注) 1. 取締役若林公平氏は、平成23年4月1日付で代表取締役および取締役を退任いたしました。また、同氏は同日付で、JFEエンジニアリング株式会社取締役を退任するとともに、JFEスチール株式会社監査役に就任いたしました。
2. 取締役浅井滋生および芦田昭充の両氏は、社外取締役であります。

3. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日
取 締 役	丹 羽 宇一郎	平成22年6月16日
取 締 役	數 土 文 夫	平成22年6月28日
監 査 役	若 杉 敬 明	平成22年6月28日

4. 監査役秋田邦生氏は、平成23年4月1日付でJFE都市開発株式会社がJFEスチール株式会社と合併したことに伴い、同社監査役を退任いたしました。
5. 監査役伊丹敬之氏の兼職先である東京理科大学総合科学技術経営研究科は、平成23年4月1日付で名称が変更され、東京理科大学イノベーション研究科となりました。
6. 監査役西之原敏州および伊丹敬之の両氏は、社外監査役であります。
7. 監査役山崎敏邦氏は、当社の代表取締役副社長として財務部門および経理部門を統括していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役西之原敏州氏は、株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）の代表取締役副頭取として、財務部門および経理部門を統括していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役伊丹敬之氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 平成23年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	分 担
社 長	馬 田 一	CEO（最高経営責任者）
副 社 長	石 川 良 雄	総務部、経理部の統括
副 社 長	若 林 公 平	企画部、財務・IR部の統括
専 務	岩 波 秀 樹	総務部、経理部の担当
専 務	岡 田 伸 一	企画部、財務・IR部の担当

- ・当期中に退任した執行役員は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日
副 社 長	若 林 公 平	平成23年3月31日
専 務	岩 波 秀 樹	平成23年3月31日

- ・平成23年4月1日付で執行役員の地位および分担が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	分 担
社 長	馬 田 一	CEO（最高経営責任者）
副 社 長	石 川 良 雄	総務部、企画部、財務・IR部、経理部の統括
専 務	岡 田 伸 一	企画部、財務・IR部の担当
常 務	山 村 康	総務部、経理部の担当

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

	人 員	報酬等の額
取 締 役	9 名	387, 979千円
監 査 役	5 名	113, 043千円

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 報酬等の額のうち、社外役員6名の報酬等の合計額は49, 403千円であります。
3. 報酬等の額には、平成23年6月22日開催の第9回定時株主総会に提出予定の「役員賞与支給の件」に基づく取締役賞与金総額32, 690千円および監査役賞与金総額7, 800千円がそれぞれ含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は17頁に記載のとおりであります。  
なお、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における活動状況

- ・取締役 浅井滋生  
取締役会14回のすべてに出席し、現代鉄鋼産業の技術に関する長年の研究に基づく深い知見と高い見識から、適宜発言しております。
- ・取締役 芦田昭充  
平成22年6月28日の就任以来、取締役会10回のすべてに出席し、グローバルな企業経営の豊富な経験および広く社会全体を見据えた政策活動に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 西之原敏州  
取締役会14回および監査役会12回のすべてに出席し、主に企業経営の豊富な経験、財務・会計への深い知見から、適宜発言しております。
- ・監査役 伊丹敬之  
平成22年6月28日の就任以来、取締役会10回のうち9回に、監査役会7回のすべてに出席し、経営のあり方や企業の経営戦略についての深い学識や、技術経営の研究を通じた豊富な産業分野の知識から、適宜発言しております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社はすべての社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

13,800千円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

410,226千円

#### ③②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

407,886千円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、JFEスチール・オーストラリア・リソーシズ・プロプライタリー・リミテッド、フィリピン・シンター・コーポレーションならびにタイ・コーテッド・スチール・シート・カンパニー・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを取締役会に請求いたします。

取締役会は、監査役会からの請求があった場合は検討のうえ、また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において決議した以下の「内部統制体制構築の基本方針」にしたがい、整備し運用いたしております。

### 内部統制体制構築の基本方針

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしたがって構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制
  - (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
    - (ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
    - (イ) コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
    - (ウ) 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
    - (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。
  - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (ア) 取締役会、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくり決定する。
    - (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。
  - (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
    - (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。

- (イ) 経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
  - (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 事業活動、倫理法令遵守、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じ適切な会議体において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。
  - (イ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ基本方針に定める事項について体制を整備する。
  - (イ) リスク管理体制  
当社は、グループ経営に関する重要事項について、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
  - (ウ) 倫理法令遵守体制  
当社は、JFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。また、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。  
事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。  
事業会社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
  - (エ) 財務報告・情報開示体制  
JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

## 2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

### (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

### (2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、監査役と協議する。

### (3) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

### (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(イ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様が迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### ・企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

### ・当社発足以来の実績

当社発足後の第1次中期経営計画（平成15～17年度）および第2次中期経営計画（平成18～20年度）においては、その創設の狙いを最大限発揮することにより、収益性の高い企業体質の確立と、将来の成長に向けた基盤作りに着実に取り組み、高い水準の収益をあげることができました。

その後の世界的な金融危機による急激な景気後退局面では、グループをあげて緊急コスト削減に取り組み、また、需要に見合った生産・販売を徹底する一方、アジア新興国の需要をいち早く取り込むことに注力し、厳しい経営環境においてもグループ全体として経常黒字を確保しております。

### ・新たな成長戦略の推進

鉄鋼事業におきましては、まず、各製造設備の安定操業により、品質の安定および収益改善を図り競争力を維持した上で、国内はもとより輸出拡販をさらに推進し、強固な販売体制を確立して、安定的に3,300万トンを生産・販売できる体制を構築してまいります。

加えて、これまで取り組んできた海外での事業展開について、引き続き積極的に推進し、広州JFE鋼板有限公司における冷延鋼板製造設備等の建設工事完工と円滑な立ち上げ、インドJSWスチール社との技術・生産等に関する協力関係拡大に向けた各種活動の開始等、各事業の成果を実現してまいります。さらに、自社原料権益比率30%確保に向けて取り組んでまいります。

また、将来の飛躍に向けた取り組みとして、トップレベルの競争力を維持するため、10年先を見据えた商品開発およびプロセス開発に、研究開発・生産・販売が一体となって引き続き注力してまいります。



エンジニアリング事業におきましては、引き続き環境・エネルギー分野を中心に積極的な事業展開を図ってまいります。具体的には、国内におきましては、保有する幅広い技術と多くの商品をもとに、社会インフラの再構築に向けた諸課題に即効性の高い提案を行なってまいります。また、海外におきましては、各国で本格化しつつある地球環境問題に対する取り組みに引き続き積極的に関わり、受注の拡大を図ってまいります。

#### ・コーポレート・ガバナンス強化

当社では、経営の透明性および公平性を徹底することにより、企業価値および株主共同の利益の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスに関する各種制度・仕組を整備・構築してまいりました。

複数の特性の異なる事業から構成されている当社グループにおいては、各事業の執行を当社グループに属する事業会社に委ねる体制を採る一方、純粋持株会社である当社は、グループ経営の統括により経営の実効性を改善するとともに、社外監査役を含む監査役監査、社外取締役の登用、取締役任期の短縮によりコーポレート・ガバナンス強化を図ってまいりました。

今後の事業運営に際しましても、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスを徹底し、企業価値および株主共同の利益を向上させてまいります。

#### ・すべてのステークホルダーの皆様とともに

当社グループでは、製鉄所見学会等を開催して当社株主の皆様とコミュニケーションを深めるほか、お客様との技術的連携を通じたわが国製造業の競争力向上への貢献、地球環境保全に役立つ技術開発や、定期的な中途採用を含む雇用の促進、健全な労使関係、安全な労働環境、地域社会との共存等に努めるなど、すべてのステークホルダーの皆様からご支持とご協力がいただけるよう努力してまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成21年6月25日開催の取締役会において、平成19年3月に導入した「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」という。）を継続することを決議いたしております。

本対応方針により、具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行ない、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。また、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会が大規模買付行為を抑止するための措置の発動を勧告した場合には、それを最大限尊重した上で、外部専門家の意見も参考にしつつ、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を行なうことがあります。

- (4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置することに加え、本対応方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

---

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,401,391</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,039,675</b>
現金及び預金	49,591	支払手形及び買掛金	353,865
受取手形及び売掛金	547,922	短期借入金	229,652
商品及び製品	254,612	コーポラル・ペーパー	27,994
仕 掛 品	52,589	1年内償還予定の社債	60,000
原材料及び貯蔵品	359,321	そ の 他	368,163
繰延税金資産	43,996	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,458,658</b>
そ の 他	93,757	社 債	289,997
貸倒引当金	△398	新株予約権付社債	300,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,574,255</b>	長期借入金	588,768
<b>有形固定資産</b>	<b>1,712,318</b>	繰延税金負債	8,743
建物及び構築物	424,751	再評価に係る繰延税金負債	12,355
機械装置及び運搬具	667,200	退職給付引当金	127,605
土 地	520,408	特別修繕引当金	35,420
建設仮勘定	71,499	特定事業損失引当金	35,572
そ の 他	28,458	そ の 他	60,194
<b>無形固定資産</b>	<b>62,549</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,498,334</b>
投資その他の資産	799,387	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	654,797	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,464,913</b>
繰延税金資産	64,064	資 本 金	147,143
そ の 他	86,172	資 本 剰 余 金	651,964
貸倒引当金	△5,647	利 益 剰 余 金	1,081,697
<b>繰 延 資 産</b>	<b>997</b>	自 己 株 式	△415,890
社債発行費	997	その他の包括利益累計額	△27,318
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,976,644</b>	その他有価証券評価差額金	7,878
		繰延ヘッジ損益	29
		土地再評価差額金	12,097
		為替換算調整勘定	△47,324
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>40,715</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,478,310</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,976,644</b>

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,195,560
売 上 原 価		2,765,721
売 上 総 利 益		429,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		247,028
営 業 利 益		182,810
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	837	
受 取 配 当 金	5,933	
受 取 賃 貸 料	6,882	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	16,312	
そ の 他	16,903	46,869
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,463	
為 替 差 損	9,388	
固 定 資 産 除 売 却 損	12,838	
そ の 他	25,183	63,874
経 常 利 益		165,805
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	3,755	3,755
特 別 損 失		
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	5,306	
減 損 損 失	8,124	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,787	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	7,713	
災 害 に よ る 損 失	28,361	54,293
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		115,267
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32,060	
法 人 税 等 調 整 額	21,349	53,410
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		61,856
少 数 株 主 利 益		3,247
当 期 純 利 益		58,608

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	147,143	657,258	1,039,399	△426,602	1,417,198
期中の変動額					
剰余金の配当			△21,165		△21,165
当期純利益			58,608		58,608
自己株式の取得				△797	△797
自己株式の処分		△5,294		11,509	6,215
連結範囲変更による増加			5,345		5,345
連結範囲変更による減少			△398		△398
土地再評価差額金の取崩			△92		△92
株主資本以外の項目の期中の変動額(純額)					
期中の変動額合計	—	△5,294	42,297	10,712	47,715
平成23年3月31日残高	147,143	651,964	1,081,697	△415,890	1,464,913

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年3月31日残高	33,392	△52	12,004	△40,292	5,051	43,648	1,465,898
期中の変動額							
剰余金の配当							△21,165
当期純利益							58,608
自己株式の取得							△797
自己株式の処分							6,215
連結範囲変更による増加							5,345
連結範囲変更による減少							△398
土地再評価差額金の取崩							△92
株主資本以外の項目の期中の変動額(純額)	△25,514	82	92	△7,031	△32,370	△2,933	△35,303
期中の変動額合計	△25,514	82	92	△7,031	△32,370	△2,933	12,411
平成23年3月31日残高	7,878	29	12,097	△47,324	△27,318	40,715	1,478,310

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成22年4月1日  
至平成23年3月31日)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円
税金等調整前当期純利益	115,267
減価償却費	246,666
引当金の増減額(△は減少)	6,305
受取利息及び受取配当金	△6,770
支払利息	16,463
売上債権の増減額(△は増加)	△74,259
たな卸資産の増減額(△は増加)	△42,275
仕入債務の増減額(△は減少)	△9,212
その他の	30,729
小計	282,913
利息及び配当金の受取額	12,746
利息の支払額	△16,858
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	23,801
営業活動によるキャッシュ・フロー	302,603
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△186,618
固定資産の売却による収入	11,398
投資有価証券の取得による支出	△130,303
投資有価証券の売却による収入	999
その他の	2,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	△302,282
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,038
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	13,996
長期借入れによる収入	130,850
長期借入金の返済による支出	△128,402
社債の発行による収入	80,000
社債の償還による支出	△70,040
自己株式の取得による支出	△779
親会社による配当金の支払額	△21,324
その他の	17,734
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,073
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,024
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	16,369
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	32,342
VII. 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	332
VIII. 現金及び現金同等物の期末残高	49,043

(ご参考)

## セグメント情報 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループは、持株会社である当社のもと、「JFEスチール㈱」、「JFEエンジニアリング㈱」、「ユニバーサル造船㈱」、「JFE都市開発㈱」および「川崎マイクロエレクトロニクス㈱」の5つの事業会社をおき、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。

当社グループの報告セグメントは、この5つの事業会社（連結ベース）を単位とした「鉄鋼事業」、「エンジニアリング事業」、「造船事業」、「都市開発事業」および「LSI事業」の5つとしており、それらに属する製品・サービス別により識別されております。

各報告セグメントに属する製品およびサービスは、「鉄鋼事業」は各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等および運輸業、設備保全・工事等の周辺事業、「エンジニアリング事業」はエネルギー、都市環境、リサイクル、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング等、「造船事業」は一般商船および艦船等およびその修繕等、「都市開発事業」は、マンション分譲、不動産ソリューション、資産活用等、「LSI事業」は各種LSI製品であります。

### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、経常利益であります。なお、セグメント間の取引は、会社間の取引であり、市場価格等に基づいております。

### 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結財務諸表計上額
	鉄鋼	エンジニアリング	造船	都市開発	LSI	計		
売上高								
外部顧客への売上高	2,694,316	253,644	210,753	12,669	24,176	3,195,560	—	3,195,560
セグメント間の内部売上高又は振替高	53,107	11,468	59	710	—	65,345	△65,345	—
計	2,747,423	265,112	210,812	13,379	24,176	3,260,905	△65,345	3,195,560
セグメント利益又は損失(△)	134,294	12,207	17,191	△736	1,693	164,650	1,154	165,805
セグメント資産	3,652,312	260,556	184,985	10,677	19,364	4,127,896	△151,251	3,976,644
その他の項目								
減価償却費	234,141	5,498	5,077	334	1,602	246,653	12	246,666
のれんの償却額	149	163	3,462	—	0	3,776	△146	3,629
受取利息	1,256	157	33	1	1	1,450	△613	837
支払利息	17,543	366	26	57	45	18,039	△1,576	16,463
持分法投資利益又は損失(△)	17,873	△258	—	—	—	17,614	△1,302	16,312
持分法適用会社への投資額	229,765	23,415	—	—	—	253,181	△3,302	249,879
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	162,459	12,481	4,396	199	950	180,488	4	180,492

### (追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>588,874</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>456,055</b>
現金及び預金	7,629	短期借入金	211,200
営業未収入金	3,232	コマーシャル・ペーパー	27,994
短期貸付金	567,503	一年内償還予定の社債	60,000
繰延税金資産	21	リース債務	1
そ の 他	10,487	未 払 金	8,492
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,043,729</b>	未 払 費 用	3,411
<b>有形固定資産</b>	<b>5</b>	預 り 金	144,914
工具、器具及び備品	2	取締役・監査役賞与引当金	40
リース資産	2	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,142,470</b>
建設仮勘定	0	社 債	269,997
<b>無形固定資産</b>	<b>30</b>	新株予約権付社債	300,000
商 標 権	21	長期借入金	572,400
ソフトウェア	8	リース債務	0
投資その他の資産	2,043,694	執行役員退職慰労引当金	67
関係会社株式	905,924	そ の 他	5
出 資 金	4	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,598,526</b>
長期貸付金	1,137,570	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	21	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,035,031</b>
繰延税金資産	121	資 本 金	147,143
そ の 他	53	資 本 剰 余 金	772,574
<b>繰 延 資 産</b>	<b>953</b>	資本準備金	772,574
社債発行費	953	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>528,075</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,633,557</b>	その他利益剰余金	528,075
		繰越利益剰余金	528,075
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△412,760</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,035,031</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,633,557</b>

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。



# 損益計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金	8,143	
金融収益	17,179	
経営管理料	2,769	28,092
営業費用		
金融費用	17,222	
一般管理費	2,434	19,656
営業利益		8,436
営業外費用		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	126	126
経常利益		8,309
税引前当期純利益		8,309
法人税、住民税及び事業税		108
法人税等調整額（損）		128
当期純利益		8,072

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成22年3月31日残高	147,143	772,574	547,076	△424,736	1,042,057
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△21,165		△21,165
当期純利益			8,072		8,072
自己株式の取得				△797	△797
自己株式の処分			△5,909	12,773	6,864
事業年度中の変動額合計	—	—	△19,001	11,976	△7,025
平成23年3月31日残高	147,143	772,574	528,075	△412,760	1,035,031

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 馬田 一 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 上 和 範 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市之瀬 申 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔 <sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 馬田 一 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 上 和 範 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市之瀬 申 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔 <sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびに新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イおよびロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。  
なお、事業報告に記載のとおり子会社において独占禁止法に係る件がありました。グループ全体で再発防止およびコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取り組みは、同方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤） 山 崎 敏 邦 ㊟

監査役（常勤） 秋 田 邦 生 ㊟

社 外 監 査 役 西之原 敏 州 ㊟

社 外 監 査 役 伊 丹 敬 之 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期末の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金15円 総額7,971,294,945円

なお、昨年11月に中間配当として1株につき金20円お支払いしておりますので、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金35円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月23日

### 第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち5名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案し、各々取締役賞与金総額32,690千円（うち社外取締役分3,220千円）、監査役賞与金総額7,800千円を支給することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

若林公平氏が平成23年4月1日をもって取締役を退任し、本総会終結の時をもって現在の取締役全員（6名）の任期が満了いたしますので、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者（6名）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	<p>ほ だ はじめ 馬 田 一 (昭和23年10月7日生)</p>	<p>昭和48年 4月 川崎製鉄株式会社入社 平成12年 6月 同社取締役 平成15年 4月 JFEスチール株式会社専務執行役員 平成17年 4月 同社代表取締役社長 平成17年 6月 当社取締役 平成21年 4月 当社代表取締役 平成22年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長退任 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 財団法人JFE21世紀財団理事長 (執行役員の分担) CEO (最高経営責任者)</p>	21,200株
2	<p>はやし だ えい じ 林 田 英 治 (昭和25年7月6日生)</p>	<p>昭和48年 4月 川崎製鉄株式会社入社 平成14年 9月 当社常務執行役員 平成17年 4月 当社専務執行役員 平成20年 6月 当社代表取締役専務執行役員 平成21年 3月 当社取締役 平成21年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役副社長 平成21年 6月 当社取締役退任 平成22年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長 (現任) 平成22年 6月 当社代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) JFEスチール株式会社代表取締役社長</p>	11,400株
3	<p>いし かわ よし お 石 川 良 雄 (昭和22年2月18日生)</p>	<p>昭和45年 4月 日本鋼管株式会社入社 平成12年 4月 同社常務 (執行役員) 平成15年 4月 JFEスチール株式会社専務執行役員 平成17年 4月 同社代表取締役副社長 平成22年 4月 同社取締役 (現任) 当社執行役員副社長 (現任) 平成22年 6月 当社代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) JFEスチール株式会社取締役 (執行役員の分担) 総務部、企画部、財務・IR部、経理部の統括</p>	12,600株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	岸本純幸 (昭和20年8月24日生)	昭和45年 4月 日本鋼管株式会社入社 平成 9年 6月 同社取締役 平成11年 4月 同社常務取締役 平成12年 4月 同社専務（執行役員） 平成14年 2月 同社副社長（執行役員） 平成14年 6月 同社代表取締役 平成15年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役副社長 平成17年 4月 同上退任 JFE物流株式会社代表取締役社長 平成20年 4月 同上退任 JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長（現任） 平成20年 6月 当社取締役（現任）  (重要な兼職の状況) JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長	12,825株
5	芦田昭充 (昭和18年4月10日生)	昭和42年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社 平成15年 6月 同社代表取締役副社長 平成16年 6月 同社代表取締役社長執行役員 平成22年 6月 同社代表取締役 取締役会長 会長執行役員（現任） 当社取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社商船三井代表取締役取締役会長 会長執行役員	1,200株
6	前田正史 (昭和27年9月22日生)	平成 8年11月 東京大学生産技術研究所教授（現任） 平成17年 4月 同大学生産技術研究所長 平成21年 4月 同大学理事・副学長（現任）  (重要な兼職の状況) 東京大学理事・副学長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者芦田昭充および前田正史の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 芦田昭充氏
- 同氏は、株式会社商船三井の経営者として、グローバルな視点からの企業経営において著しい実績をあげられております。また、公益社団法人経済同友会において副代表幹事を務められた経験を有するなど、幅広い活動を通じて社会・経済の情勢に精通されております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識に加え、1年間の当社社外取締役としての実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しいと判断したものであります。
- ② 前田正史氏
- 同氏は、長年にわたり循環材料学および材料熱力学等に関する研究を通じて、金属材料について深い学識を有しております。また、東京大学理事として大学経営に参画され、組織運営に関する豊富な経験を有しております。当社におきましては、同氏が会社の経営に関与したことはないものの、こうした同氏の深い知見、高い見識から、当社のガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しく、かつ、職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- 芦田昭充氏は現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- ① 芦田昭充氏
- 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- ② 前田正史氏
- 同氏が社外取締役に就任された場合、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役西之原敏州氏の任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

#### 監査役候補者（1名）

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<small>すぎ やま せい じ</small> 杉山清次 (昭和22年4月17日生)	昭和46年 7月 株式会社日本勧業銀行入行 平成11年 6月 株式会社第一勧業銀行取締役 平成12年 5月 同社常務取締役 平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート 銀行常務執行役員 平成15年 3月 株式会社みずほフィナンシャル グループ副社長執行役員 平成16年 3月 株式会社みずほ銀行取締役 頭取 平成21年 4月 同社取締役会長 平成22年 6月 同上退任 みずほフィナンシャルグルー プ特別顧問（現任）  (重要な兼職の状況) みずほフィナンシャルグループ特別顧問	0株

- (注) 1. 候補者杉山清次氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 同氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

同氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、企業経営の豊富な経験、財務・会計に関する高い知見、卓越した見識を有しております。同氏が社外監査役に就任された場合、独立した立場で大所高所からの観点をもって、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

同氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案については監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

### 補欠監査役候補者（1名）

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
佐長功 (昭和36年8月11日生)	平成元年 4月 弁護士登録 平成元年 4月 銀座法律事務所（現 阿部・井窪・片山法律事務所）入所 平成10年 1月 同所パートナー（現任）  (重要な兼職の状況) 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士	0株

- (注) 1. 候補者佐長功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

同氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しており、また他社の社外監査役を務められた実績からも、社外監査役に就任された場合、独立した立場で大所高所からの観点をもって、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。

また、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行いただけると判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

同氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本方針」という。）」の導入を決定し、同年6月27日開催の第5回定時株主総会および平成21年6月25日開催の第7回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本方針を継続してまいりました。本方針は、当社株式に関する大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響等について株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者および当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要な時間を確保することを目的としたものであります。本方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっており、その継続につきましては株主の皆様のご承認を得て行なうことといたしております。つきましては、本方針の趣旨にご賛同いただき、その継続につきご承認いただきたいと存じます。本議案につき本総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針の有効期限満了後、本方針の継続は行なわないことといたします。

なお、本方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行なう者を「大規模買付者」という。）に関する当社の対応方針を定めたものであり、その内容は下記のとおりであります。また、特別委員会は、取締役会で定める特別委員会規程（その概要は別紙1「特別委員会規程の概要」のとおり。）に従って運用され、本年5月31日現在の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。

## 記

### 1. 本方針導入に関する基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様へ迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者がこの大規模買付ルートを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針があります。

なお、大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響、ならびに本方針に基づく対抗措置の発動について、取締役会判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、社外取締役等を中心とする特別委員会を設置いたしております。

### 2. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行なわれることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりであります。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針および事業計画
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会は、大規模買付者による必要かつ十分な大規模買付情報の提供が完了したと認めた場合には、その旨を速やかに開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締

役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行なう場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりといたします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値および株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値および株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。



しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断したときは、3. (1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。当社取締役会は、かかる判断に際して、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行いません。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行なう場合
- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得するなど会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行なうような行為
  - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行なう場合
- (iii) 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される場合

(iv)買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合

### (3) 特別委員会の設置

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものといたします。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものといたします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行いません。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示するものといたします。

## 4. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行いません。対抗措置を発動した場合に、その発動に伴って当社株主の皆様がとる必要のある手続きとして、新株予約権の取得のためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日における最終の株主名簿に記録される必要があるほか、その発行方法によっては、所定の期間内に申込みをしていただく必要もあります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必

要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したなどの事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 5. 本方針の有効期限

本総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期限は、本総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様といたします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものといたします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重して本方針を修正する場合があります。なお、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針の廃止または修正は、毎年の株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

注1：特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものといたします。

以 上

## 特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- ・特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- ・特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
  1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
  2. 本方針に基づく新株予約権の発行（無償割当を含む）または不発行
  3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
  4. 本方針の見直し・廃止
  5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- ・特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- ・特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。

特別委員会委員の氏名および略歴

本年5月31日現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

芦田 昭充（あしだ あきみつ）

株式会社商船三井 代表取締役 取締役会長 会長執行役員

〔略歴〕

昭和18年4月10日生まれ

昭和42年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）  
入社

平成15年 6月 同社代表取締役副社長

平成16年 6月 同社代表取締役 社長執行役員

平成22年 6月 同社代表取締役 取締役会長 会長執行役員（現任）  
当社社外取締役（現任）

浅井 滋生（あさい しげお）

独立行政法人科学技術振興機構 JSTイノベーションプラザ東海 館長

〔略歴〕

昭和18年9月13日生まれ

昭和63年 4月 名古屋大学工学部教授

平成 9年 4月 同大学大学院工学研究科教授

平成10年 4月 同大学評議員

平成19年 4月 同大学名誉教授（現任）、独立行政法人科学技術振興  
機構 JSTイノベーションプラザ東海 館長（現任）

平成19年 6月 当社社外取締役（現任）

〔主な兼職〕

日本学術会議 連携会員

一般財団法人先端医療ヘルスケア推進財団 理事

伊丹 敬之（いたみ ひろゆき）

東京理科大学イノベーション研究科研究科長

〔略歴〕

昭和20年3月16日生まれ

昭和60年 4月 一橋大学商学部教授

平成 6年 4月 同大学商学部長

平成20年 4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科（平成23年4月1日よりイノベーション研究科に名称変更）教授（現任）

平成20年10月 同大学同研究科研究科長（現任）

平成22年 6月 当社社外監査役（現任）

〔主な兼職〕

文部科学省 国立大学法人評価委員会委員

日本たばこ産業株式会社 アドバイザリー・コミッティ委員

## 【ご参考】

上記のうち、浅井滋生氏は本年6月22日をもって特別委員会委員を退任する予定であり、後任の委員には前田正史氏が就任する予定であります。

前田 正史（まえだ まさふみ）

東京大学 理事・副学長

〔略歴〕

昭和27年9月22日生まれ

平成 8年11月 東京大学生産技術研究所教授（現任）

平成17年 4月 同大学生産技術研究所長

平成21年 4月 同大学理事・副学長（現任）

〔主な兼職〕

日本学術会議 会員

内閣府 総合科学技術会議 専門委員

公益財団法人国際科学技術財団 審査委員

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ. 記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行なうことがある。

(2) 割当対象株主

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。但し、新株予約権発行後、当社が



株式分割または株式併合を行なう場合は、対象株式数に次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1円以上で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める金額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為を行なう者のうち、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いた者(以下「大規模買付者」という。)およびその関連者(以下、大規模買付者およびその関連者を併せて「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、または(ii) 当社の株券等(同法第27条の

2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含む。)を行なう者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)をいう。

②議決権割合とは、(i)特定株主グループが、①の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。)も計算上考慮されるものとする。)、または(ii)特定株主グループが、①の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいう。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいう。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいう。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

③ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。

①当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)

②当社を支配する意図がなく上記1)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)に記載する要件に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)に記載する要件に該当しなくなったと当社取締役会が認めた者

③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)①(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当する旨当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所、大阪証券取引所または名古屋証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に関し、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取

締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権者は、当社に対し、非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
  - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)項3)および4)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
    - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。）が提出されているか否か
    - ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
    - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
    - ④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

- (7) 当社による新株予約権の取得
- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
  - 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者および取得がなされる日までに当社所定の書式による書面（非適格者に該当せず、かつ、交付される株式を非適格者に該当する者のために保有しようとしている者ではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項の誓約を含む。）を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本2) 前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。
- (9) 新株予約権証券の発行  
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 新株予約権の行使請求受付場所  
新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される行使請求受付場所

- (11) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関  
新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される  
払込取扱金融機関
- (12) 新株予約権者に対する通知等
- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
  - 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。
- (13) 法令の改正等による修正
- 上記で引用する法令の規定は、平成23年5月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

#### 1. インターネットによる議決権行使に際してご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。  
議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので管理には十分ご注意ください。なお、行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。
- (3) インターネットによる議決権行使の期限は、平成23年6月21日（火曜日）24時といたしますが、お早めに行使いただきますようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによつて、複数回数、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。  
なお、行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。
- (2) 招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に記載された株主様の議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

#### 3. お問い合わせ先

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～21:00 土日休日除く）
- (2) 上記(1)以外のお問い合わせ先  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話0120-288-324（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～17:00 土日休日除く）

### 【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## 第9回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間  
TEL 03(3504)1111 (代表)

下車駅 J R ・山手線・京浜東北線／有楽町駅…徒歩5分  
地下鉄 ・東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線／  
日比谷駅…徒歩3分  
・都営三田線／内幸町駅…徒歩3分  
・東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線／銀座駅  
…徒歩5分



※ご会場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。  
なお、当社として専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、  
ご了承ください。

※本総会会場におきましては、電力事情に配慮し節電を実施いたします。  
つきましては、本総会は「COOL BIZ (クールビズ)」スタイルにて実施  
いたしますので、ご了承ください。

当日ご出席の皆様へのおみやげは、取りやめとさせていただきますので、  
ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。